

# 熱損失防止（省エネルギー）改修に伴う固定資産税減額申告書

年 月 日

（宛先）鶴ヶ島市長

次の固定資産について、地方税法附則第15条の9第9項又は第10項に規定する熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額の適用を受けたいので、鶴ヶ島市税条例附則第10条の3の規定に基づき申告します。

納 税 義 務 者	住 所												
	氏 名												
	個人番号又は 法人番号												
	電 話 番 号												
所在地番	鶴ヶ島市												
家屋番号													
種類・構造	種類（用途）	構造											
床面積	居住部分	m <sup>2</sup>	居住以外	m <sup>2</sup>	合計								m <sup>2</sup>
建築年月日	年		月		日								
登記年月日	年		月		日								
改修工事	<input type="checkbox"/> 窓の改修（必須） <input type="checkbox"/> 床の改修 <input type="checkbox"/> 天井の改修 <input type="checkbox"/> 壁の改修												
熱損失防止改修工事の完了年月日	年		月		日								
熱損失防止改修に要した費用												円	
備 考	※ 改修工事完了日から3月以内に申告書が提出できなかった理由												

- 添付書類
- 納税義務者の住民票
  - 熱損失防止（省エネルギー）改修工事であることを証明する書類
    - … 建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関等のいずれかが証明したもの
  - 熱損失防止（省エネルギー）改修工事に要した費用を証する明細書
    - … 契約書の写しなど
  - 領収書の写し
  - 改修箇所の図面、工事写真（改修前及び改修後）